

# 大阪市民間老朽住宅建替支援事業

## 建替建設費補助制度

## 補助金申請の手引き

～令和8年度版～

### ■ お問い合わせ先 ■

大阪市都市整備局  
耐震・密集市街地整備 受付窓口

業務受託者：大阪市住宅供給公社  
(愛称：大阪市住まい公社)

〒530-0041 大阪市北区天神橋6丁目4-20

大阪市立住まい情報センター4階5番窓口

電話 06-6882-7053 Osaka Metro 堺筋線・谷町線「天神橋筋六丁目」駅3号出口

ファックス 06-6882-0877

営業時間 平日・土曜9:00~17:30 / 祝日10:00~17:00

休館日 火曜(祝日の場合は翌日)、日曜、祝日の翌日(月曜の場合は除く)、年末年始



## 目 次

1. 補助事業の概要	P1
2. 補助金の算定について	P5
3. 手続きの流れ	P10
4. [事業計画承認申請]に必要な書類	P13
5. [全体設計承認申請]に必要な書類及び記入例	P25
6. [補助金交付申請]に必要な書類及び記入例	P32
7. [補助事業着手届]に必要な書類及び記入例	P39
8. [完了報告]に必要な書類及び記入例	P42
9. [補助金請求]に必要な書類及び記入例	P48

# 1. 補助事業の概要

## (1) 補助制度の概要

### ○集合住宅への建替え(単独建替、共同建替)

「重点対策地区」において、古い建物を集合住宅(マンション・アパートなど)に建替える場合、実施設計費、工事監理費、解体費、共同施設整備費の一部を補助する制度です。

### ○戸建住宅への建替え(隣地取得型戸建住宅建替)

「対策地区」(重点対策地区を含む)において、未接道敷地や狭小敷地を解消するため、隣接する土地を平成 30 年4月1日以降に売買で取得した敷地で戸建住宅に建替える場合、実施設計費、工事監理費、解体費等の一部を補助する制度です。

## (2) 補助申請できる方

土地の所有者等(土地や建物の所有者等)または  
土地の所有者等の承諾を得たその配偶者又は一親等内の親族

## (3) 解体費の補助の対象となる老朽建築物の要件

昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築された建築物

## (4) 建替えの種別

### ① 隣地取得型戸建住宅建替

土地所有者等が土地所有権等を既に有する土地に隣接する土地を新たに取得した後に、既存の建替を促進すべき住宅等を除却し、取得した隣接する土地を含む敷地で新たな戸建住宅に建替を行うこと

### ② 共同建替

複数の土地所有者等が共同して、その複数の土地所有権等の目的となっている2以上の敷地において、各々の敷地に存する老朽建築物を1の構えをなす建築物に建替を行うこと

### ③ 単独建替

①、②以外の建替え

(5) 建替えの主な要件

隣地取得型戸建住宅建替	区域	対策地区(重点対策地区を含む)
	敷地面積	80㎡以上 150㎡未満
	防火地域内等における構造	耐火建築物等又は準耐火建築物等
	階数	問わない。
	用途	戸建住宅
	床面積・居室	住宅の用途に供する部分の面積が50㎡以上で、かつ、2以上の居住室を有するもの。
	設備	台所、水洗便所、収納設備、洗面設備及び浴室を備えたものであること。
その他	隣接する土地は平成30年4月1日以降に売買(交換を含む)により取得したものであること。	
単独建替	区域	重点対策地区
	敷地面積	100㎡以上
	防火地域内等における構造	耐火建築物等又は準耐火建築物等
	階数	問わない。ただし、敷地面積が200㎡以上にあつては、地上階数3以上。
	用途	集合住宅
	床面積・居室	各住戸の住宅専用床面積が35㎡以上120㎡以下で、かつ、2以上の居住室を有するもの。ただし、単身者用の小規模住戸にあつては、18㎡以上かつ1以上の居住室を有するもの。
設備	各住戸が台所、水洗便所、収納設備、洗面設備及び浴室を備えたものであること。	
共同建替	区域	重点対策地区
	敷地面積	200㎡以上
	防火地域内等における構造	耐火建築物等又は準耐火建築物等
	階数	地上階数3以上
	用途	集合住宅
	床面積・居室	各住戸の住宅専用床面積が35㎡以上120㎡以下で、かつ、2以上の居住室を有するもの。ただし、単身者用の小規模住戸にあつては、18㎡以上かつ1以上の居住室を有するもの。
設備	各住戸が台所、水洗便所、収納設備、洗面設備及び浴室を備えたものであること。	

(6) 補助対象項目及び補助率(○:補助対象、×:補助対象外)

建替種別		隣地取得型戸建住宅建替	単独建替	共同建替	
敷地面積		80 m <sup>2</sup> 以上 150 m <sup>2</sup> 未満	100 m <sup>2</sup> 以上	200 m <sup>2</sup> 以上	
補助対象項目	(1)除却等	○	○	○	
	(2)調査設計計画 (実施設計・工事監理)	○	○	○	
	(3)共同施設整備 施設整備費 その他の	空地等整備費	×	○	○
		住宅用駐車施設整備費・ 昇降機設置工事費	×	○	○
		上記以外	×	×	○
		供給処理施設整備費	×	×	○
	(4)災害時避難通路整備	○	×	×	
対象地区	対策地区 (重点対策地区を除く)	重点対策地区			
補助率	1/2以内	要綱別表1の下線部分の区域 4/5以内(除却費) 2/3以内(除却費以外)	要綱別表1の二重下線部分の区域 2/3以内		

(7) 注意事項

- ・補助金の交付を申請する前に設計及び工事の契約を行った場合、補助金を受けることができなくなります。ただし、既に工事契約(設計契約を除く)を締結していても、工事に着手していないことを証明でき、かつ、工事着手までに十分な期間があるときは交付申請できる場合がありますので、別途ご相談ください。
- ・各種申請手続きは、必要書類を作成のうえ、窓口(表紙記載)までご持参いただくか、メール等で事前の確認を受けたのち郵送してください。
- ・補助金の支払いは、設計及び工事の完了後、補助金額が確定してからとなります。補助金の交付決定通知を受けていても、設計及び工事を取りやめた場合などは、補助金は支払われません。
- ・本補助事業については、各年度の予算の範囲内で補助します。よって、予算執行の状況により、年度途中であっても、補助申請の受付を終了することがありますのでご了承ください。
- ・申請書類に記入する場合は、黒インク又は黒ボールペン等で記入してください。  
(鉛筆や消せるインクは使用しないでください。)
- ・申請書類に訂正が必要となった場合は、原則、訂正後のものに差しかえてください。

## **(参考) 必要書類の取得方法について**

### **【固定資産(家屋)評価証明書の発行】**

証明書の発行については、大阪市内のすべての区役所、区役所出張所の窓口及び市税事務所で行うことができます。

※ 評価証明書交付申請書に必要な付記事項(共有者氏名・建築年・棟明細(合計と棟明細))にチェックして、窓口でお申し出ください。

<税証明書の発行できる窓口について>

(大阪市財政局HP) <https://www.city.osaka.lg.jp/zaisei/page/0000006810.html>

### **【不動産登記事項証明書の発行】**

登記事項証明書(登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面)の交付を請求する場合には、最寄りの登記所に、必要な事項を記載した請求書を提出してください。

<登記事項証明書の発行できる窓口について>

(法務局HP) <http://houmukyoku.moj.go.jp/osaka/index.html>

### **【課税証明書、市税(市民税、固定資産税、都市計画税)の納税証明書の発行】 下記(★)参照**

証明書の発行については、大阪市内のすべての区役所、区役所出張所の窓口及び市税事務所で行うことができます。

<税証明書の発行できる窓口について>

(大阪市財政局HP) <https://www.city.osaka.lg.jp/zaisei/page/0000006810.html>

### **【住民票の発行】 下記(★)参照**

住民票の写しの発行については、区役所、区役所出張所、サービスカウンター、市役所1階(住民票・戸籍関係発行証明書コーナー)の窓口で行うことができるほか、郵送による請求などもできます。詳しくは下記ホームページをご覧ください。

<住民票の写しの交付請求について>

(大阪市民政局HP) <https://www.city.osaka.lg.jp/shimin/page/0000369790.html>

### **(★)…証明書のコンビニ交付サービスについて**

マイナンバーカードをお持ちの大阪市民の方は、窓口よりも交付手数料が100円お得なコンビニ交付サービスを是非ご利用ください。(一部交付できない証明書があります。)詳細につきましては、大阪市ホームページをご覧ください。

(大阪市コンビニ交付HP) <https://www.city.osaka.lg.jp/shimin/page/0000284183.html>

(大阪市マイナンバーカードHP) <https://www.city.osaka.lg.jp/shimin/page/0000427409.html>

(大阪市財政局HP) <https://www.city.osaka.lg.jp/zaisei/page/0000336592.html>

公的証明書等の有効期限

名称	有効期限等	備考
建物登記事項証明書	交付申請書の受付時点で、発行から3ヶ月以内のもの	
固定資産(家屋)評価証明書	<p>■ 令和8年3月31日までに証明書を発行した場合 → 令和7年度の証明書</p> <p>■ 令和8年4月1日以降に証明書を発行した場合 → 令和8年度の証明書</p> <p>※ 前々年度のものとは認めません。</p>	<p>・ 令和8年度の固定資産(家屋)評価証明書は、令和8年4月1日から発行できます。</p> <p>・ 評価年度は令和8年度のものに限りますが、4月末日までの補助金申請に限り令和7年度の評価証明書を可とします。</p>
課税(所得)証明書	<p>■ 令和8年5月31日までに証明書を発行した場合 → 令和7年度(令和6年中の所得)の証明書</p> <p>■ 令和8年6月1日以降に証明書を発行した場合 → 令和8年度(令和7年中の所得)の証明</p>	<p>・ 課税(所得)証明書は、前年の所得を証明するものです。新年度の課税(所得)証明書は、6月1日(土日の場合は翌開庁日)から発行可能です。</p> <p>例: 令和8年度の課税(所得)証明書(令和7年中の所得の証明)は、令和8年6月1日より発行できます。</p>
市税(市民税、固定資産税、都市計画税)の納税証明書	<p>→ 発行年月日が、令和8年5月末日までのものは、前々年度の証明書で可 → 発行年月日が令和8年6月1日以降のものは、前年度のもの</p> <p>納税証明の年度は前年度に限りますが、6月末日までの補助金申請に限り前々年度のもの可とします。 ただし、申請年度の証明書であっても、未納額(納期限未到来額を含む)が0円であるものは可</p>	<p>・ 税目や支払方法で(源泉徴収、口座振替、窓口支払等)により、納期限が異なります。 また、納期限までに納めるべきものがすべて納めていただいても、支払後、概ね10日程度は支払いの確認ができない場合があります。</p> <p>・ 納税証明書は、市税の滞納がないことを確認します。</p>
	(法人市民税の場合) 直近の事業年度のもの	
戸籍謄本等	交付申請書の受付時点で、発行から3ヶ月以内のもの	・ 建物所有者が死亡している場合に、法定相続人全員が確認できるものがが必要です。(出生から死亡までの連続した戸籍謄本等)
印鑑登録証明書等	交付申請書の受付時点で、発行から3ヶ月以内のもの	・ 承諾書等で、実印の押印を要する場合のみ必要です。

※ 原本の写しの提出を可とします。ただし、当該書類に疑義が生じた場合はその原本の提示を求めることがあります。

## 2. 補助金の算定について

補助金の総額は、下記(1)の表における補助対象項目ごとの補助対象事業費に補助率を乗じた金額(以下「補助基礎額」という。)の合計(すでに交付申請している金額は除く。)と、下記(2)の表における補助限度額のうち、いずれか小さい金額となります。

### (1) 補助の内容及び算定方法

補助対象項目	内容	補助対象費用・算定方法	
除却等	除却及び除却後の整地に要する費用	(様式3-2)申請額内訳書 3費用の明細 (1)除却等	
		(A)補助対象面積 (評価証明面積)	建替を促進すべき住宅等の補助対象床面積(固定資産(家屋)評価証明書による床面積)
		(B)除却費限度額単価	対策地区(重点対策地区を除く)及び重点対策地区のうち要綱別表1の下線部分の区域 27,000 円/㎡(木造) 25,000 円/㎡(非木造) 重点対策地区のうち要綱別表1の二重下線部分の区域 15,000 円/㎡(木造) 17,000 円/㎡(非木造)
		(C)限度額	(A)×(B)
		(D)事業費 (契約見込額)	契約(見込)額(税抜)
		補助対象事業費	(C)の合計と(D)の合計のうちいずれか小さい金額
調査設計計画	建設に伴って必要な建築設計費(実施設計及び工事監理費)	(様式3-2)申請額内訳書 3費用の明細 (2)調査設計計画	
		(G)延床面積	建設工事の補助対象床面積(建替事業計画承認(変更)時の値を限度とする)
		(H)建設工事費 (契約見込額)	契約(見込)額(税抜)
		(I)限度額	別表1又は別表2より算出した金額 ※重点対策地区のうち要綱別表1の二重下線部分の区域における単独建替及び共同建替については別表1-1、2-1より算出した金額
		(J)建築設計費 (契約見込額)	契約(見込)額(税抜)
		(K)住宅率	非住宅との複合建築物の場合、住宅部分の割合
		補助対象事業費	(I)の合計と(J)の合計のうちいずれか小さい金額に(K)を乗じた金額

建設に伴って必要な次の項目の費用		(様式3-2)申請額内訳書 3費用の明細 (3)共同施設整備	
		(N)補助対象面積	外構工事:外構の補助対象面積 主体工事・設備工事・昇降機工事: 建設工事の補助対象床面積 (建替事業計画承認(変更)時の値を 限度とする)
共同施設 整備	a 空地等整備費(建築面積に 算入する部分是对象外と する)	(O)標準的な仕様によ る限度額単価	主体工事費 対策地区(重点対策地区を除く)及 び重点対策地区のうち要綱別表1の 下線部分の区域 233,600 円/㎡(RC造、SRC造) 226,500 円/㎡(S造他) 重点対策地区のうち要綱別表1の 二重下線部分の区域 170,200 円/㎡(RC造、SRC造) 167,900 円/㎡(S造他) 設備工事費 対策地区(重点対策地区を除く)及 び重点対策地区のうち要綱別表1の 下線部分の区域 68,200 円/㎡(RC造、SRC造) 65,700 円/㎡(S造他) 重点対策地区のうち要綱別表1の 二重下線部分の区域 48,300 円/㎡(RC造、SRC造) 46,400 円/㎡(S造他) 対策地区(重点対策地区を除く)及び 重点対策地区のうち要綱別表1の下 線部分の区域 昇降機設置工事費 12,100 円/㎡ 外構工事費 17,500 円/㎡ 重点対策地区のうち要綱別表1の二 重下線部分の区域 昇降機設置工事費 5,200 円/㎡ 外構工事費 10,900 円/㎡ 機械式駐車施設加算 1,550,000 円/台
	ア 通路整備費		
	イ 児童遊園整備費		
	ウ 緑地整備費		
	エ 広場整備費		
	b 供給処理施設整備費		
	ア 給水施設整備費		
	イ 排水施設整備費		
	ウ 電気施設整備費		
	エ ガス施設整備費		
オ 電話施設整備費			
カ ごみ処理施設整備費			
c その他の施設整備費			
ア 住宅用駐車施設整備費(駐 車区画のみ対象とし、キを 除く)			
イ 消防施設整備費			
ウ 避難施設整備費			
エ 監視装置整備費			
オ 電気室及び機械室建設 費			
カ 共用通行部分整備費 $P_u = C_o \times S_1 / S_2 + E_v$ P u: 共用通行部分整 備費 C o: 住宅を含む建築 物全体の建 設工事主体 工事費(全 体の工事費 から屋内設 備工事費及 び屋外附帯 工事費を除 いた額)			
S 1: 補助対象となる 共用通行部分 の床面積の 合計	(P)限度額	(N) × (O)	
S 2: 住宅を含む建築 物全体の 延床面積 E v: 昇降機設置 工事費	(Q)事業費 (契約見込額)	契約(見込)額(税抜)	
キ 住宅用機械式駐車施 設整備費	補助対象事業費	項目ごとの(P)と(Q)のうち いずれか小さい金額	
	共同建替において、建替後の建築物が耐火建築物等で、表 I の 施設が補助対象となる場合は、原則として、次に定める方法により 共同施設整備費を算定する。 ・共同施設整備に要する費用は、次のaにbを加えた額とする。 a 包括積算施設の整備に要する費用(以下「包括積算施設整 備費」という。)		

		<p>表 I に掲げる施設の整備に要する費用。主体工事、附帯工事及び外構工事に要する費用(表 II に掲げる施設及び補助対象外部分の整備に要する費用を除く)※に階数の区分に応じ、それぞれ表 III に掲げる数値(以下「包括積算率」という。)を乗じて得た額とする。</p> <p>※主体工事、附帯工事及び外構工事に要する費用(税抜金額)の限度額</p> <p>5億円(RC造、SRC造)</p> <p>3億円(S造他)</p> <p>b 個別積算施設の整備に要する費用</p> <p>表 II に掲げる施設の整備に要する費用。</p> <p>表 I</p> <table border="1"> <tr> <td>供給処理施設、消防施設、避難施設、監視装置、電気室・機械室、共用通行部分</td> </tr> </table> <p>表 II</p> <table border="1"> <tr> <td>空地等、住宅用駐車施設、住宅用機械式駐車施設</td> </tr> </table> <p>表 III</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>階数</th> <th>主体工事等に要する費用に乗じる数値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3～5階</td> <td>100 分の 15(階段室型住棟にあつては 100 分の 10)</td> </tr> <tr> <td>6～13 階</td> <td>100 分の 18</td> </tr> <tr> <td>14 階以上</td> <td>100 分の 21</td> </tr> </tbody> </table>	供給処理施設、消防施設、避難施設、監視装置、電気室・機械室、共用通行部分	空地等、住宅用駐車施設、住宅用機械式駐車施設	階数	主体工事等に要する費用に乗じる数値	3～5階	100 分の 15(階段室型住棟にあつては 100 分の 10)	6～13 階	100 分の 18	14 階以上	100 分の 21
供給処理施設、消防施設、避難施設、監視装置、電気室・機械室、共用通行部分												
空地等、住宅用駐車施設、住宅用機械式駐車施設												
階数	主体工事等に要する費用に乗じる数値											
3～5階	100 分の 15(階段室型住棟にあつては 100 分の 10)											
6～13 階	100 分の 18											
14 階以上	100 分の 21											
災害時避難通路整備	災害時避難通路の整備に要する費用(通路整備、門扉整備及びサイン整備費)	<p>(様式3-2)申請額内訳書</p> <p>3費用の明細(4)災害時避難通路整備</p> <table border="1"> <tr> <td>(R)補助対象面積</td> <td>外構工事:災害時避難通路の補助対象面積</td> </tr> <tr> <td>(S)標準的な仕様による限度額単価</td> <td>           外構工事費 17,500 円/㎡            門扉整備費 246,200 円/箇所            サイン整備費 3,500 円/箇所            ※重点対策地区のうち要綱別表1の二重下線部分の区域については            外構工事費 10,900 円/㎡            門扉整備費 207,600 円/箇所            サイン整備費 2,700 円/箇所            ※整備表示板は本市より補助事業者            に支給する。         </td> </tr> <tr> <td>(T)限度額</td> <td>(R)×(S)</td> </tr> <tr> <td>(U)事業費(契約見込額)</td> <td>契約(見込)額(税抜)</td> </tr> <tr> <td>補助対象事業費</td> <td>(T)と(U)の小さい金額の合計</td> </tr> </table>	(R)補助対象面積	外構工事:災害時避難通路の補助対象面積	(S)標準的な仕様による限度額単価	外構工事費 17,500 円/㎡ 門扉整備費 246,200 円/箇所 サイン整備費 3,500 円/箇所 ※重点対策地区のうち要綱別表1の二重下線部分の区域については 外構工事費 10,900 円/㎡ 門扉整備費 207,600 円/箇所 サイン整備費 2,700 円/箇所 ※整備表示板は本市より補助事業者 に支給する。	(T)限度額	(R)×(S)	(U)事業費(契約見込額)	契約(見込)額(税抜)	補助対象事業費	(T)と(U)の小さい金額の合計
(R)補助対象面積	外構工事:災害時避難通路の補助対象面積											
(S)標準的な仕様による限度額単価	外構工事費 17,500 円/㎡ 門扉整備費 246,200 円/箇所 サイン整備費 3,500 円/箇所 ※重点対策地区のうち要綱別表1の二重下線部分の区域については 外構工事費 10,900 円/㎡ 門扉整備費 207,600 円/箇所 サイン整備費 2,700 円/箇所 ※整備表示板は本市より補助事業者 に支給する。											
(T)限度額	(R)×(S)											
(U)事業費(契約見込額)	契約(見込)額(税抜)											
補助対象事業費	(T)と(U)の小さい金額の合計											

(注)千円未満は切り捨てとし、面積及び住宅率は小数第三位以下を切り捨てて小数第二位までとする。また、RC造は鉄筋コンクリート造、SRC造は鉄骨鉄筋コンクリート造、S造は鉄骨造とする。((2)補助限度額も同じ)

(2)補助限度額

(様式3-2)申請額内訳書 2 住宅専用床面積及び建替種別による補助限度額

・住宅専用床面積による補助限度額

補助対象項目ごとの補助基礎額の合計とする。

補助基礎額 除却等:補助対象事業費に補助率を乗じた金額

調査設計計画・共同施設整備:(f)×(g)の合計

(f)補助対象面積及び台数

住宅専用床面積の合計:補助対象となる建替後の住宅専用床面の合計(建替事業計画承認(変更)時の値を限度とする)

住宅用機械式駐車施設台数:補助対象となる住宅用機械式駐車施設の台数(補助対象住戸数の35%に相当する設置台数及び建替事業計画承認(変更)時の設置台数を限度とする)

(g)住宅専用床面積限度額単価

			重点対策地区
基準 単 価	単 独 建 替	RC造、SRC造	29,200 円/㎡ ※17,200 円/㎡
		S造他	29,000 円/㎡ ※17,200 円/㎡
	共 同 建 替	RC造、SRC造	79,400 円/㎡ ※53,500 円/㎡
		S造他	77,600 円/㎡ ※52,800 円/㎡
減 算 単 価	昇降機設置工事費		10,000 円/㎡ ※ 4,300 円/㎡
	共 用 通 行 部 分 及 び 供 給 処 理 施 設 整 備 費	RC造、SRC造	50,200 円/㎡ ※36,300 円/㎡
		S造他	48,600 円/㎡ ※35,600 円/㎡
機 械 式 駐 車 施 設 単 価			1,033,300 円/台

※重点対策地区のうち要綱別表1の二重下線部分の区域の限度額単価

別表1 実施設計費限度額(第5条第1項関係)

◎別表1-1が適用される場合を除く

(単位:千円)

延床面積		設計費	延床面積		設計費		
	～	124	1,838	1,400	～	1,424	11,562
125	～	149	2,170	1,425	～	1,449	11,724
150	～	174	2,473	1,450	～	1,474	11,887
175	～	199	2,758	1,475	～	1,499	12,049
200	～	224	3,026	1,500	～	1,524	12,210
225	～	249	3,289	1,525	～	1,549	12,371
250	～	274	3,533	1,550	～	1,574	12,526
275	～	299	3,759	1,575	～	1,599	12,686
300	～	324	3,979	1,600	～	1,624	12,849
325	～	349	4,184	1,625	～	1,649	13,002
350	～	374	4,381	1,650	～	1,674	13,162
375	～	399	4,563	1,675	～	1,699	13,316
400	～	424	4,737	1,700	～	1,724	13,479
425	～	449	4,907	1,725	～	1,749	13,633
450	～	474	5,061	1,750	～	1,774	13,785
475	～	499	5,210	1,775	～	1,799	13,948
500	～	524	5,353	1,800	～	1,824	14,101
525	～	549	5,490	1,825	～	1,849	14,254
550	～	574	5,613	1,850	～	1,874	14,407
575	～	599	5,730	1,875	～	1,899	14,561
600	～	624	5,926	1,900	～	1,924	14,713
625	～	649	6,120	1,925	～	1,949	14,867
650	～	674	6,316	1,950	～	1,974	15,021
675	～	699	6,504	1,975	～	1,999	15,173
700	～	724	6,691	2,000	～	2,024	15,327
725	～	749	6,880	2,025	～	2,049	15,472
750	～	774	7,067	2,050	～	2,074	15,624
775	～	799	7,253	2,075	～	2,099	15,778
800	～	824	7,431	2,100	～	2,124	15,924
825	～	849	7,619	2,125	～	2,149	16,076
850	～	874	7,799	2,150	～	2,174	16,221
875	～	899	7,978	2,175	～	2,199	16,375
900	～	924	8,155	2,200	～	2,224	16,519
925	～	949	8,335	2,225	～	2,249	16,672
950	～	974	8,514	2,250	～	2,274	16,817
975	～	999	8,694	2,275	～	2,299	16,961
1,000	～	1,024	8,864	2,300	～	2,324	17,115
1,025	～	1,049	9,041	2,325	～	2,349	17,261
1,050	～	1,074	9,212	2,350	～	2,374	17,404
1,075	～	1,099	9,383	2,375	～	2,399	17,550
1,100	～	1,124	9,562	2,400	～	2,424	17,702
1,125	～	1,149	9,731	2,425	～	2,449	17,847
1,150	～	1,174	9,902	2,450	～	2,474	17,992
1,175	～	1,199	10,072	2,475	～	2,499	18,136
1,200	～	1,224	10,235	2,500	～	2,524	18,281
1,225	～	1,249	10,404	2,525	～	2,549	18,427
1,250	～	1,274	10,574	2,550	～	2,574	18,571
1,275	～	1,299	10,737	2,575	～	2,599	18,708
1,300	～	1,324	10,908	2,600	～	2,624	18,853
1,325	～	1,349	11,068	2,625	～	2,649	18,996
1,350	～	1,374	11,230	2,650	～		19,142
1,375	～	1,399	11,401				

別表1—1 実施設計費限度額(第5条第1項関係)

◎重点対策地区のうち要綱別表1の二重下線部分の区域で補助率2/3の場合

(単位:千円)

延床面積	設計費	延床面積	設計費
～ 124	1,151	1,400 ～ 1,424	10,391
125 ～ 149	1,380	1,425 ～ 1,449	10,564
150 ～ 174	1,616	1,450 ～ 1,474	10,738
175 ～ 199	1,835	1,475 ～ 1,499	10,911
200 ～ 224	2,052	1,500 ～ 1,524	11,084
225 ～ 249	2,253	1,525 ～ 1,549	11,258
250 ～ 274	2,457	1,550 ～ 1,574	11,424
275 ～ 299	2,649	1,575 ～ 1,599	11,599
300 ～ 324	2,836	1,600 ～ 1,624	11,772
325 ～ 349	3,017	1,625 ～ 1,649	11,946
350 ～ 374	3,195	1,650 ～ 1,674	12,113
375 ～ 399	3,367	1,675 ～ 1,699	12,287
400 ～ 424	3,537	1,700 ～ 1,724	12,460
425 ～ 449	3,691	1,725 ～ 1,749	12,624
450 ～ 474	3,849	1,750 ～ 1,774	12,798
475 ～ 499	3,995	1,775 ～ 1,799	12,972
500 ～ 524	4,144	1,800 ～ 1,824	13,139
525 ～ 549	4,281	1,825 ～ 1,849	13,312
550 ～ 574	4,412	1,850 ～ 1,874	13,487
575 ～ 599	4,540	1,875 ～ 1,899	13,652
600 ～ 624	4,720	1,900 ～ 1,924	13,826
625 ～ 649	4,910	1,925 ～ 1,949	13,992
650 ～ 674	5,092	1,950 ～ 1,974	14,164
675 ～ 699	5,273	1,975 ～ 1,999	14,330
700 ～ 724	5,448	2,000 ～ 2,024	14,504
725 ～ 749	5,628	2,025 ～ 2,049	14,671
750 ～ 774	5,810	2,050 ～ 2,074	14,844
775 ～ 799	5,992	2,075 ～ 2,099	15,011
800 ～ 824	6,173	2,100 ～ 2,124	15,176
825 ～ 849	6,348	2,125 ～ 2,149	15,350
850 ～ 874	6,529	2,150 ～ 2,174	15,515
875 ～ 899	6,704	2,175 ～ 2,199	15,689
900 ～ 924	6,884	2,200 ～ 2,224	15,855
925 ～ 949	7,058	2,225 ～ 2,249	16,021
950 ～ 974	7,240	2,250 ～ 2,274	16,195
975 ～ 999	7,413	2,275 ～ 2,299	16,360
1,000 ～ 1,024	7,596	2,300 ～ 2,324	16,527
1,025 ～ 1,049	7,769	2,325 ～ 2,349	16,692
1,050 ～ 1,074	7,944	2,350 ～ 2,374	16,865
1,075 ～ 1,099	8,124	2,375 ～ 2,399	17,031
1,100 ～ 1,124	8,296	2,400 ～ 2,424	17,198
1,125 ～ 1,149	8,471	2,425 ～ 2,449	17,372
1,150 ～ 1,174	8,652	2,450 ～ 2,474	17,537
1,175 ～ 1,199	8,826	2,475 ～ 2,499	17,704
1,200 ～ 1,224	9,000	2,500 ～ 2,524	17,870
1,225 ～ 1,249	9,173	2,525 ～ 2,549	18,034
1,250 ～ 1,274	9,348	2,550 ～ 2,574	18,200
1,275 ～ 1,299	9,521	2,575 ～ 2,599	18,374
1,300 ～ 1,324	9,695	2,600 ～ 2,624	18,540
1,325 ～ 1,349	9,869	2,625 ～ 2,649	18,707
1,350 ～ 1,374	10,043	2,650 ～	18,872
1,375 ～ 1,399	10,216		

別表2 工事監理費限度額(第5条第1項関係)

◎別表2—1が適用される場合を除く

(単位:千円)

延床面積		監理費	延床面積		監理費
～	124	921	1,400	～ 1,424	5,668
125	～ 149	1,076	1,425	～ 1,449	5,754
150	～ 174	1,235	1,450	～ 1,474	5,821
175	～ 199	1,369	1,475	～ 1,499	5,888
200	～ 224	1,521	1,500	～ 1,524	5,975
225	～ 249	1,653	1,525	～ 1,549	6,060
250	～ 274	1,781	1,550	～ 1,574	6,129
275	～ 299	1,888	1,575	～ 1,599	6,211
300	～ 324	2,012	1,600	～ 1,624	6,280
325	～ 349	2,118	1,625	～ 1,649	6,178
350	～ 374	2,240	1,650	～ 1,674	6,419
375	～ 399	2,341	1,675	～ 1,699	6,504
400	～ 424	2,439	1,700	～ 1,724	6,571
425	～ 449	2,541	1,725	～ 1,749	6,655
450	～ 474	2,638	1,750	～ 1,774	6,722
475	～ 499	2,731	1,775	～ 1,799	6,790
500	～ 524	2,824	1,800	～ 1,824	6,862
525	～ 549	2,898	1,825	～ 1,849	6,946
550	～ 574	2,992	1,850	～ 1,874	7,014
575	～ 599	3,082	1,875	～ 1,899	7,099
600	～ 624	3,149	1,900	～ 1,924	7,166
625	～ 649	3,236	1,925	～ 1,949	7,235
650	～ 674	3,304	1,950	～ 1,974	7,305
675	～ 699	3,391	1,975	～ 1,999	7,373
700	～ 724	3,453	2,000	～ 2,024	7,441
725	～ 749	3,517	2,025	～ 2,049	7,525
750	～ 774	3,597	2,050	～ 2,074	7,592
775	～ 799	3,657	2,075	～ 2,099	7,659
800	～ 824	3,720	2,100	～ 2,124	7,730
825	～ 849	3,778	2,125	～ 2,149	7,798
850	～ 874	3,864	2,150	～ 2,174	7,865
875	～ 899	3,946	2,175	～ 2,199	7,950
900	～ 924	4,032	2,200	～ 2,224	8,019
925	～ 949	4,118	2,225	～ 2,249	8,086
950	～ 974	4,204	2,250	～ 2,274	8,153
975	～ 999	4,288	2,275	～ 2,299	8,225
1,000	～ 1,024	4,373	2,300	～ 2,324	8,292
1,025	～ 1,049	4,457	2,325	～ 2,349	8,359
1,050	～ 1,074	4,545	2,350	～ 2,374	8,428
1,075	～ 1,099	4,631	2,375	～ 2,399	8,495
1,100	～ 1,124	4,715	2,400	～ 2,424	8,562
1,125	～ 1,149	4,782	2,425	～ 2,449	8,633
1,150	～ 1,174	4,867	2,450	～ 2,474	8,701
1,175	～ 1,199	4,951	2,475	～ 2,499	8,769
1,200	～ 1,224	5,040	2,500	～ 2,524	8,836
1,225	～ 1,249	5,107	2,525	～ 2,549	8,920
1,250	～ 1,274	5,191	2,550	～ 2,574	8,971
1,275	～ 1,299	5,276	2,575	～ 2,599	9,039
1,300	～ 1,324	5,360	2,600	～ 2,624	9,109
1,325	～ 1,349	5,448	2,625	～ 2,649	9,178
1,350	～ 1,374	5,517	2,650	～	9,245
1,375	～ 1,399	5,584			

別表2—1 工事監理費限度額(第5条第1項関係)

◎重点対策地区のうち要綱別表1の二重下線部分の区域で補助率2/3の場合

(単位:千円)

延床面積		監理費	延床面積		監理費
～	124	670	1,400	～ 1,424	6,563
125	～ 149	829	1,425	～ 1,449	6,681
150	～ 174	974	1,450	～ 1,474	6,790
175	～ 199	1,127	1,475	～ 1,499	6,909
200	～ 224	1,270	1,500	～ 1,524	7,017
225	～ 249	1,407	1,525	～ 1,549	7,126
250	～ 274	1,552	1,550	～ 1,574	7,245
275	～ 299	1,684	1,575	～ 1,599	7,353
300	～ 324	1,813	1,600	～ 1,624	7,462
325	～ 349	1,941	1,625	～ 1,649	7,579
350	～ 374	2,064	1,650	～ 1,674	7,688
375	～ 399	2,186	1,675	～ 1,699	7,797
400	～ 424	2,307	1,700	～ 1,724	7,906
425	～ 449	2,424	1,725	～ 1,749	8,024
450	～ 474	2,540	1,750	～ 1,774	8,132
475	～ 499	2,652	1,775	～ 1,799	8,242
500	～ 524	2,763	1,800	～ 1,824	8,350
525	～ 549	2,871	1,825	～ 1,849	8,468
550	～ 574	2,977	1,850	～ 1,874	8,577
575	～ 599	3,081	1,875	～ 1,899	8,685
600	～ 624	3,180	1,900	～ 1,924	8,792
625	～ 649	3,269	1,925	～ 1,949	8,913
650	～ 674	3,366	1,950	～ 1,974	9,019
675	～ 699	3,459	1,975	～ 1,999	9,128
700	～ 724	3,554	2,000	～ 2,024	9,236
725	～ 749	3,630	2,025	～ 2,049	9,355
750	～ 774	3,720	2,050	～ 2,074	9,463
775	～ 799	3,804	2,075	～ 2,099	9,572
800	～ 824	3,877	2,100	～ 2,124	9,680
825	～ 849	3,957	2,125	～ 2,149	9,789
850	～ 874	4,075	2,150	～ 2,174	9,898
875	～ 899	4,184	2,175	～ 2,199	10,016
900	～ 924	4,303	2,200	～ 2,224	10,125
925	～ 949	4,411	2,225	～ 2,249	10,233
950	～ 974	4,529	2,250	～ 2,274	10,343
975	～ 999	4,648	2,275	～ 2,299	10,451
1,000	～ 1,024	4,757	2,300	～ 2,324	10,560
1,025	～ 1,049	4,874	2,325	～ 2,349	10,668
1,050	～ 1,074	4,984	2,350	～ 2,374	10,787
1,075	～ 1,099	5,102	2,375	～ 2,399	10,896
1,100	～ 1,124	5,210	2,400	～ 2,424	11,004
1,125	～ 1,149	5,329	2,425	～ 2,449	11,113
1,150	～ 1,174	5,438	2,450	～ 2,474	11,221
1,175	～ 1,199	5,556	2,475	～ 2,499	11,330
1,200	～ 1,224	5,664	2,500	～ 2,524	11,439
1,225	～ 1,249	5,783	2,525	～ 2,549	11,548
1,250	～ 1,274	5,892	2,550	～ 2,574	11,656
1,275	～ 1,299	6,000	2,575	～ 2,599	11,774
1,300	～ 1,324	6,119	2,600	～ 2,624	11,884
1,325	～ 1,349	6,227	2,625	～ 2,649	11,992
1,350	～ 1,374	6,345	2,650	～	12,101
1,375	～ 1,399	6,454			

### 3. 手続きの流れ

・補助事業が単年度で完了する場合(例)

手続きの流れ		手続きの内容
事業計画申請	令和8年度 事前相談 ↓ 事業計画承認申請 ↓ 事業計画承認通知	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事前相談 補助事業についてスケジュールや補助金等の相談を事前に受け付けております。</li> <li>・提出時期 補助事業を計画した時</li> <li>・提出書類 事業計画承認申請書類一式</li> <li>・計画承認 提出日から 30 日以内に通知します。</li> </ul>
	補助金申請 補助金交付申請 ↓ 補助金交付決定通知	<ul style="list-style-type: none"> <li>・提出時期 補助事業契約予定日の 30 日前かつ令和 8 年 12 月 28 日まで</li> <li>・提出書類 補助金交付申請書類一式</li> <li>・交付決定 提出日から 30 日以内に通知します。</li> </ul>
設計・工事期間	補助事業着手届 ↓ 工事・設計の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・提出時期 補助事業の契約をした時</li> <li>・提出書類 補助事業着手書類一式</li> <li>・申請内容に変更が生じる場合は、別途変更の申請が必要になりますので、大阪市担当までご連絡ください。</li> </ul>
	完了報告 完了報告 ↓ 補助金額確定通知	<ul style="list-style-type: none"> <li>・提出時期 事業期間内かつ令和 9 年 3 月 15 日まで</li> <li>・提出書類 完了報告書類一式</li> <li>・額の確定 提出日から 30 日程度で通知します。</li> </ul>
補助金請求	請求書提出 ↓ 補助金支払い	<ul style="list-style-type: none"> <li>・提出時期 補助金額確定通知書の受領後かつ令和 9 年 4 月 30 日まで</li> <li>・提出書類 請求書</li> <li>・支 払 い 提出日から 30 日以内に振り込まれます。</li> </ul>



・大阪市が行う事務手続き

・建設工事が複数年度(2ヵ年)にまたがる場合(例)

手続きの流れ		手続きの内容
事業計画申請	令和8年度 事前相談 ↓ 事業計画承認申請 ↓ 事業計画承認通知	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事前相談 補助事業についてスケジュールや補助金等の相談を事前に受け付けております。</li> <li>・提出時期 補助事業を計画した時</li> <li>・提出書類 事業計画承認申請書類一式</li> <li>・計画承認 提出日から 30 日以内に通知します。</li> </ul>
	↓	
全体設計承認申請	全体設計承認申請 ↓ 全体設計承認通知	<ul style="list-style-type: none"> <li>・提出時期 補助事業契約予定日の 30 日前</li> <li>・提出書類 全体設計承認申請書類一式</li> <li>・設計承認 提出日から 30 日以内に通知します。</li> </ul>
	↓	
補助金申請	補助金交付申請 ↓ 補助金交付決定通知	<ul style="list-style-type: none"> <li>・提出時期 補助事業契約予定日の 30 日前かつ令和 8 年 12 月 28 日まで</li> <li>・提出書類 補助金交付申請書類一式</li> <li>・交付決定 提出日から 30 日以内に通知します。</li> </ul>
	↓	
設計・工事期間	補助事業着手届 ↓ 工事・設計の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・提出時期 補助事業の契約をした時</li> <li>・提出書類 補助事業着手書類一式</li> <li>・申請内容に変更が生じる場合は、別途変更の申請が必要になりますので、大阪市担当までご連絡ください。</li> </ul>
	↓	
実績報告	実績報告 ↓ 補助金額確定通知	<ul style="list-style-type: none"> <li>・提出時期 事業期間内かつ令和 9 年 3 月 15 日まで</li> <li>・提出書類 完了報告書類一式</li> <li>・額の確定 提出日から 30 日以内に通知します。</li> </ul>
	↓	
補助金請求	請求書提出 ↓ 補助金支払い	<ul style="list-style-type: none"> <li>・提出時期 補助金額確定通知書の受領後かつ令和 9 年 4 月 30 日まで</li> <li>・提出書類 請求書</li> <li>・支払い 提出日から 30 日以内に振り込まれます。</li> </ul>
	↓	

令和9年度に続く

・大阪市の事務手続き

手続きの流れ		手続きの内容
補助申請	令和9年度 補助金交付申請 ↓ 補助金交付決定通知	<ul style="list-style-type: none"> <li>・提出時期 令和9年4月1日</li> <li>・提出書類 補助金交付申請書類一式</li> <li>・交付決定 提出日から30日以内に通知します。</li> </ul>
工事期間	工事の実施 ↓	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請内容に変更が生じる場合は、別途変更の申請が必要になりますので、大阪市担当までご連絡ください。</li> </ul>
完了報告	完了報告 ↓ 補助金額確定通知書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・提出時期 事業期間内かつ 令和10年3月15日まで</li> <li>・提出書類 完了報告書類一式</li> <li>・額の確定 提出日から30日以内に通知します。</li> </ul>
補助金請求	請求書提出 ↓ 補助金支払い	<ul style="list-style-type: none"> <li>・提出時期 補助金額確定通知書の受領後かつ 令和10年4月28日まで</li> <li>・提出書類 請求書</li> <li>・支払い 提出日から30日以内に振り込まれます。</li> </ul>



・大阪市の行う事務手続き

## 4. 事業計画承認申請に必要な書類及び記入例

### 提出書類一覧

書類名	必須書類	書式	備考
建替事業計画承認申請書	○	様式1	
事業計画書	○	様式1-2	
委任状(代理人)			・代理人を定める場合 補助事業者自ら手続きする場合は不要
補助事業者が土地所有権等を有する者の配偶者又は一親等内の親族であることを証する公の書類			・補助事業者が土地所有権等を有する者の配偶者又は一親等内の親族である場合は、そのことを証する公の書類を添付すること
補助事業者一覧		様式1-3	・補助事業者が複数の場合
委任状(代表申請者)		様式1-4	・補助事業者が複数の場合 代表申請者を除く全員の委任状が必要
納税証明書	○		・補助事業者が複数の場合、全員の納税証明書が必要 ・補助事業者と同一世帯の建物所有者がいる場合、建物所有者全員の納税証明書が必要。 (市税:個人市民税、法人市民税、固定資産税・都市計画税(土地・家屋))
計画敷地内の権利者一覧	○	様式1-5	
不動産登記法第14条第1項地図(公図)	○		
計画敷地の権利者の全てを証する書類(登記事項証明書・登記簿謄本(土地)等)	○		
承諾書(補助事業の実施(土地)について)		様式1-6	・補助事業者以外に土地所有者がいる場合 補助事業者以外の土地所有者全員の承諾書が必要 印鑑登録証明書を添付すること 必要事項が記入されている場合は様式によらなくともよい。
計画敷地の建物の現況一覧	○	様式1-7	計画敷地内の建物全てを棟ごとに記入する。
登記事項証明書・登記簿謄本(建物)	○		計画敷地内の建物全て
固定資産(家屋)評価証明書	○		棟明細の表記があり、建築年、共有者氏名が付記されていること 補助事業者と従前建物の所有者が異なる場合など、取得が困難な場合、固定資産(家屋)評価証明書に代えて建築年を証明する書類を提出することができる。
承諾書(補助事業の実施(建物)について)		様式1-8	・補助事業者以外に建物所有者がいる場合 補助事業者以外の建物所有者全員の承諾書が必要 印鑑登録証明書を添付すること 必要事項が記入されている場合は様式によらなくともよい。
基本計画図	○		位置図・配置図・平面図・立面図・求積図程度
誓約書	○	様式1-9	
その他申請に必要と認める書類			

・原本の写しの提出を可とします。ただし、当該書類に疑義が生じた場合はその原本の提示を求めることがあります。

(様式1)

令和〇〇年〇〇月〇〇日

大阪市長

補助事業者

申請日を記入

住所 〒 530-8201

大阪市北区中之島1丁目3番20号

(法人その他の団体にあつては  
主たる事務所の所在地)

フリガナ オオサカ タロウ

氏名 大阪 太郎

(法人その他の団体にあつては  
その名称、代表者の氏名)

(電話番号 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇 )

## 建替事業計画承認申請書

大阪市民間老朽住宅建替支援事業建替建設費補助制度補助金交付要綱第3条第1項の規定に基づき、次のとおり申請します。

記

### 1 建替種別

隣地取得型戸建住宅建替 単独建替 共同建替

申請する事業種別にチェック

### 2 建替計画敷地

地番 大阪市 〇〇 区 〇〇 〇丁目〇番〇

住居表示 大阪市 〇〇 区 〇〇 〇丁目〇番〇

エリア 重点対策地区 対策地区

対象エリアにチェック

敷地面積 250.00㎡

(注)・補助事業者が土地所有権等を有する者の配偶者又は一親等内の親族である場合は、そのことを証する公の書類を添付してください。

- ・ 暴力団排除のため個人情報警察に照会することがあります。
- ・ 暴力団排除のため団体の役員名簿等の提出を求められることがあります。

大阪市記入欄

承認番号

事業計画書

(1) 建替事業スケジュール

項目	年月															
	令和〇〇年															
	〇月	〇月	〇月	〇月	〇月	〇月	〇月	〇月	〇月	〇月	〇月	〇月	〇月	〇月	〇月	〇月
建築設計	〇/〇	—————				〇/〇										
除却工事等	〇/〇	—————		〇/〇												
建築工事				〇/〇	—————											〇/〇
外構工事												〇/〇	—————		〇/〇	
建替完了報告提出予定日															★	〇/〇

(注1) この表は建替完了報告提出予定日以外棒状に表してください。(下記の記入例を参照)

(注2) 記入例 〇/〇 ————— 〇/〇 着手日と完了日に日付を記入してください。)

(2) 建替前(除却建物棟別概要)

固定資産(家屋)評価証明書に記載された内容を記入

用途	構造	階数	建築及び増築年	住戸数	床面積※(補助対象面積)	備考 (除却年・補助事業外等)
居宅	木造	2階	昭和50年	1戸	100.00 m <sup>2</sup> ( 100.00 m <sup>2</sup> )	
				戸	m <sup>2</sup> ( m <sup>2</sup> )	
				戸	m <sup>2</sup> ( m <sup>2</sup> )	
				戸	m <sup>2</sup> ( m <sup>2</sup> )	
				戸	m <sup>2</sup> ( m <sup>2</sup> )	
				戸	m <sup>2</sup> ( m <sup>2</sup> )	
				戸	m <sup>2</sup> ( m <sup>2</sup> )	
				戸	m <sup>2</sup> ( m <sup>2</sup> )	
合計				1戸	100.00 m <sup>2</sup> ( 100.00 m <sup>2</sup> )	
木造合計					100.00 m <sup>2</sup> ( 100.00 m <sup>2</sup> )	
木造以外合計					m <sup>2</sup> ( m <sup>2</sup> )	
従前居住世帯数	1世帯			棟数	1棟	

※固定資産(家屋)評価証明書に記載された面積

## (3) 建替計画

敷地面積	250.00 m <sup>2</sup>	住宅棟数	1棟	階数	3階	構造	鉄骨造
建築面積	180.00 m <sup>2</sup>	延床面積	450.00 m <sup>2</sup>	容積率	180.00 %		
用途	<input checked="" type="checkbox"/> 集合住宅( <input checked="" type="checkbox"/> 共同住宅 <input type="checkbox"/> 連続住宅 <input type="checkbox"/> 重ね建住宅 ) <input type="checkbox"/> 戸建住宅						
防火地域内等における構造	<input checked="" type="checkbox"/> 耐火建築物 <input type="checkbox"/> 延焼防止建築物※1 <input type="checkbox"/> 準耐火建築物 <input type="checkbox"/> 準延焼防止建築物※2						
非住宅部分	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	昇降機	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	( 籠の大きさ m× m)		人乗	
住宅用機械式 駐車施設	台						

※1 耐火建築物と同等以上の延焼防止性能を有するものとして、国土交通省が定める基準に適合する建築物

※2 準耐火建築物と同等以上の延焼防止性能を有するものとして、国土交通省が定める基準に適合する建築物

住戸タイプ詳細 (集合住宅の場合、記入すること)

住戸タイプ	間取り	戸数 (単身者用)	戸当たり 専用床面積	戸当たり 予定家賃	設備の状況	その他
〇〇	1LDK	2戸	50.00 m <sup>2</sup>	100 千円	<input checked="" type="checkbox"/> 台所 <input checked="" type="checkbox"/> 便所 <input checked="" type="checkbox"/> 収納 <input checked="" type="checkbox"/> 洗面 <input checked="" type="checkbox"/> 浴室	
〇〇	2LDK	3戸	60.00 m <sup>2</sup>	130 千円	<input checked="" type="checkbox"/> 台所 <input checked="" type="checkbox"/> 便所 <input checked="" type="checkbox"/> 収納 <input checked="" type="checkbox"/> 洗面 <input checked="" type="checkbox"/> 浴室	
		戸	m <sup>2</sup>	千円	<input type="checkbox"/> 台所 <input type="checkbox"/> 便所 <input type="checkbox"/> 収納 <input type="checkbox"/> 洗面 <input type="checkbox"/> 浴室	
		戸	m <sup>2</sup>	千円	<input type="checkbox"/> 台所 <input type="checkbox"/> 便所 <input type="checkbox"/> 収納 <input type="checkbox"/> 洗面 <input type="checkbox"/> 浴室	
		戸	m <sup>2</sup>	千円	<input type="checkbox"/> 台所 <input type="checkbox"/> 便所 <input type="checkbox"/> 収納 <input type="checkbox"/> 洗面 <input type="checkbox"/> 浴室	
		戸	m <sup>2</sup>	千円	<input type="checkbox"/> 台所 <input type="checkbox"/> 便所 <input type="checkbox"/> 収納 <input type="checkbox"/> 洗面 <input type="checkbox"/> 浴室	
合計		5戸	280.00 m <sup>2</sup>			

非住宅部分詳細 (非住宅部分が有る場合、記入すること)

非住宅部分の用途	<input checked="" type="checkbox"/> 店舗等 <input type="checkbox"/> その他( )		
住宅専用床面積(A)	280.00 m <sup>2</sup>	住宅共用部分床面積(B)	100.00 m <sup>2</sup>
非住宅専用部分床面積(C)	50.00 m <sup>2</sup>	非住宅共用部分床面積(D)	20.00 m <sup>2</sup>
	住宅率 (A+B)/(A+B+C+D)		84.44%

収支計画

事業費 (消費税抜)	実施設計費	3,800 千円	除却費等	2,000 千円
	工事監理費	3,000 千円	建設工事費	150,000 千円
	その他	千円		
	合計	158,800 千円		
他の公的助成、 融資の利用計画	<input type="checkbox"/> 住宅金融支援機構融資 <input checked="" type="checkbox"/> 銀行融資 <input type="checkbox"/> 補助金( ) <input type="checkbox"/> その他( )			

(参考様式)

令和〇〇年〇〇月〇〇日

大阪市長

委任状を作成した日付を記入

## 委 任 状

代理人の氏名を記入

私は、都合により 南野 生子 氏 を代理人と定め、大阪市主要生活道路不燃化促進整備事業に係る次の手続きを委任します。

記

- 1 補助申請書類の提出に関すること
- 2 補助申請書類の修正に関すること
- 3 通知書等の各種書類の受け取りに関すること

補助事業の手続きを代理人に委任される場合は、委任内容をご確認ください。

以上

委 任 者

住 所 〒 530-8201

大阪市北区中之島1丁目3番20号

氏 名 大阪 太郎

代 理 人

住 所 〒 544-8501

大阪市生野区勝山南3丁目1番19号

氏 名 株式会社生野南部工務店  
代表取締役 南野 生子

## 補助事業者一覧

補助事業者(代表申請者も記載のこと)	
氏名	住所・電話番号
(代表申請者欄) 大阪 太郎	〒530-8201 大阪市北区中之島1丁目3番20号 TEL ( 06 ) 6208-9235
淀屋橋 三郎	〒530-8201 大阪市北区中之島1丁目3番20号 TEL ( 06 ) 6208-9235
	〒 - TEL ( ) -
	〒 - TEL ( ) -
	〒 - TEL ( ) -
	〒 - TEL ( ) -
	〒 - TEL ( ) -
	〒 - TEL ( ) -
	〒 - TEL ( ) -

代表申請者の  
氏名・住所・  
電話番号を記入

代表申請者以外の  
補助事業者全員分の  
氏名・住所・  
電話番号を記入

(注)1 補助事業者全員を記載してください。

2 代表申請者以外の補助事業者は、この要綱に基づく権利、義務、手続き等すべての事柄を代表申請者に委任する旨の委任状を添付してください。

3 この要綱に基づく大阪市からの通知は、代表申請者のみに行います。

大阪市長

委任状を作成した日付を記入

## 委 任 状

代表申請者の氏名を記入

この度、大阪市民間住宅建替支援事業建替建設費補助制度補助金交付要綱の規定に基づく申請をするにあたり、代表申請者として同要綱に定める事項を責任を持って遂行することを誓約するとともに、同要綱に基づく権利、義務及び手続き等すべての事柄について、代表申請者として

大阪 太郎 氏 に委任いたします。

なお、同要綱に基づき、代表申請者が受領した補助金の返還を求められた場合、当該返還義務については、私儀も代表申請者と連帯してその責任を負うものとします。

補助事業者

住所 〒 530-8201

大阪市北区中之島1丁目3番20号

ふりがな

氏 名 淀屋橋 三郎

代表申請者以外の  
補助事業者全員分の住所・氏名を記入

(注)・補助事業者が複数の場合は、代表申請者を除く補助事業者の全員による委任状としてください。

- ・暴力団排除のため個人情報を警察に照会することがあります。
- ・暴力団排除のため団体の役員名簿等の提出を求めることがあります。

## 計画敷地内の権利者一覧

地名地番	所有者 氏名	補助事業者の 権利の種別	敷地面積(m <sup>2</sup> )
大阪市〇〇区〇〇 〇丁目〇番 〇	大阪 太郎 淀屋橋 三郎	所有権	250.00 m <sup>2</sup>
		所有権・借地権・ その他を記入	

(注)1 公図を添付してください。

2 計画する敷地の全てについて記載(登記上の筆及び権利ごと)し、計画敷地内の権利者の全てであることを証する書類を添付してください。(登記簿謄本又は、従前建物の所有を目的とする土地の賃貸借契約書及び使用承諾書等による。)

3 土地所有者等が複数である場合は、土地所有者等の全員が建替えに同意している旨の書類を添付してください。

(様式1-6)

代表申請者の氏名を記入

大阪 太郎 様

令和〇〇年〇〇月〇〇日

承諾書を作成した日付を記入

## 承 諾 書

この度、貴方が大阪市民間老朽住宅建替支援事業建替建設費補助制度補助金交付要綱の規定に基づく申請をするにあたり、私所有の次の土地において、同要綱の規定に基づく補助事業を実施することを承諾いたします。

### 記

- 1 土地の所在地                      大阪市 〇〇 区 〇〇 〇丁目〇番〇
- 2 地                      積                      250.00m<sup>2</sup>

土地所有者

住 所 〒 530-8201

大阪市北区中之島1丁目3番20号

氏 名                      淀屋橋 三郎

実印

代表申請者以外の  
土地の権利を有する事業者全員分の住所・氏名を記入

(注)印鑑登録証明書を添付してください。



令和〇〇年〇〇月〇〇日

大阪 太郎 様

承諾書を作成した日付を記入

補助事業者となる  
代表申請者の氏名を記入

## 承 諾 書

この度、貴方が大阪市民間老朽住宅建替支援事業建替建設費補助制度補助金交付要綱の規定に基づく申請をするにあたり、私所有の次の建物において、同要綱の規定に基づく補助事業を実施することを承諾いたします。

### 記

- |         |                       |
|---------|-----------------------|
| 1 建物所在地 | 大阪市 〇〇 区 〇〇 〇丁目〇番〇    |
| 2 家屋番号  | 〇-〇                   |
| 3 構造・階数 | 木造 2階建                |
| 4 延床面積  | 100.00 m <sup>2</sup> |

建物所有者

住所 〒 530-8201

大阪市北区中之島1丁目3番20号

氏名 淀屋橋 三郎

実印

代表申請者以外の  
建物の権利を有する事業者全員分の住所・氏名を記入

(注)印鑑登録証明書を添付してください。

(様式1-9)

令和〇〇年〇〇月〇〇日

大阪市長

誓約書を作成した日付を記入

## 誓 約 書

この度、大阪市民間老朽住宅建替支援事業建替建設費補助制度補助金交付要綱の規定に基づく申請をするにあたり、同要綱に基づく規定を遵守します。

万一、補助事業の関係者及び従前居住者とトラブルが発生したときは、補助事業者が責任をもって対処するとともに、同要綱に違反した場合において、補助金の一部又は全部について支払いが完了している場合には、既に大阪市から交付された補助金全額を指定された期日までに返還する責を負います。

建替 { 建替事業計画の承認通知日の属する年度内に実施設計に着手し、当該承認通知を受けた翌年度内に建設工事に着手します。

従前居住者 { 従前居住者の全員が、大阪市民間老朽住宅建替支援事業建替建設費補助制度による建替えに同意した上で、立ち退きについて承諾を得ています。

共同建替 { 共同建替を行う場合、建替え後の建物につきましては共同建替の補助事業者全員で所有します。

長屋切取 { 長屋建て建物の一部を除却する際は、構造上同一棟となっている建物の所有者に対し、実施内容・方法、建物の耐久性・耐震性への影響等について説明し、建物の部分を切り離すことについて承諾を得ています。

なお、本申請は暴力団の利益になるような申請ではなく、建替後の建物は暴力団事務所として使用しません。  
以上、誓約いたします。

補 助 事 業 者

住 所 530-8201

大阪市北区中之島1丁目3番 20 号

氏 名 大阪 太郎

土地所有者等全員分の住所・氏名を記入

(注)補助事業者が複数の場合は、補助事業者の全員による誓約書としてください。

## 5. 全体設計承認申請に必要な書類及び記入例

### 提出書類一覧

書類名	必須書類	書式	備考
全体設計承認申請書	○	様式3	
申請額内訳書	○	様式3-2	年度毎に作成すること
建設工事計画書	○	様式3-3	必要事項が記入されている場合は様式によらなくともよい。 (注)
全体設計承認に必要な書類等(図面及び補助対象部分が見積書等)	○		(注)
その他申請に必要と認める書類			

(注)同時に複数の申請をする場合、同じ書類の添付は不要とする。

・原本の写しの提出を可とします。ただし、当該書類に疑義が生じた場合はその原本の提示を求めることがあります。

(様式3)

令和〇〇年〇〇月〇〇日

大阪市長

申請する日付を記入

補助事業者

住所 530-8201

大阪市北区中之島1丁目3番20号

氏名 大阪 太郎

## 全体設計承認申請書

大阪市民間老朽住宅建替支援事業について、全体設計承認を受けたいので、大阪市民間老朽住宅建替支援事業建替建設費補助制度補助金交付要綱第4条第1項に基づき、次のとおり申請します。

記

1 承認番号 8-〇

事業計画承認通知書の承認番号を記入

2 建替計画敷地 大阪市 〇〇 区 〇〇 〇丁目〇番〇号

3 全体設計承認申請額 令和8 年度 3,727,000 円

令和9 年度 2,089,000 円

年度 円

大阪市記入欄		
住市総建替種別	チェック1	チェック2

## 申請額内訳書(令和8年度分)

## 1 申請額計算書

補助対象項目		補助率	補助対象 事業費	補助基礎額	交付申請 額	今回 申請額	備考
		a	j 千円	b 千円	k 千円	Z 千円	
除却等		2/3	1,500	$a \times j$ 1,000		1,000	
調査設計 計画	実施設計	2/3	3,800	2,533		2,533	
	工事監理	2/3	2,540	1,693			
共同施設 整備	空地等	2/3	381	254		194	
	住宅用駐車施設整備	2/3	218	145			
	昇降機設置工事	2/3	2,340	1,560			
		/					
		/					
災害時避難通路整備		/					
合計				d 6,985	c	n 3,727	
住宅専用床面積による補助限度額				l 5,816			
申請額				m 5,816		o 3,727	

(注)a:大阪市民間老朽住宅建替支援事業建替建設費補助制度補助金交付要綱 別表3に定める補助率  
j:「3 費用の明細」の区分ごとの補助対象事業費(j)  
 $b = a \times j$  (千円未満切り捨て)  
Z:  $b - k$  ただし、部分払金に係る申請にあつては、「4 部分払金に係る申請額計算書」で算定した金額  
m: dとのいずれか小さい値  
o:  $m - c$ とnのいずれか小さい値

## 2 住宅専用床面積による補助限度額(隣地取得型戸建住宅建替の場合は記載不要)

補助対象項目	補助対象面積 及び台数	限度額単価	補助率	補助対象 事業費	補助基礎額	備考
	f $m^2$	g 千円/ $m^2$	a	j 千円	b 千円	
除却等			2/3	1,500	1,000	
調査設計 計画 共同施設 整備	住宅専用床面積の合計	住宅専用床面積限度額単価			4,816	
	280	17.2				
	住宅用機械式駐車施設台数	機械式駐車施設単価				
住宅専用床 面積に よる 補助限度 額					l 5,816	

(注)a:大阪市民間老朽住宅建替支援事業建替建設費補助制度補助金交付要綱 別表3に定める補助率  
j:「3 費用の明細」の各補助項目の補助対象事業費(j)  
f:建替事業計画承認(変更)時の値を限度とする。  
 $b = a \times j$ 、 $f \times g$  (千円未満切り捨て)  
l:補助対象項目ごとのbの合計

### 3 費用の明細

#### (1) 除却等

区分	構造	補助対象面積 (評価証明面積) A ㎡	除却費 限度額単価 B 千円/㎡	限度額 C 千円	事業費 (契約見込額) D 千円	補助対象 事業費 千円	備考
除却費等 (整地費を含む)	木造	100.00	15.0	A×B 1,500	2,000		
	非木造						
合計		100.00		E 1,500	F 2,000	j 1,500	

(注) C、D: 千円未満切捨て

j: EとFのいずれか小さい値

ただし、既に除却等費の交付決定を受けている場合は、j欄は当該決定に係る値を限度とする

#### (2) 調査設計計画

構造	延床面積 G ㎡	区分	限度額 I 千円	建築設計 (契約見込額) J 千円	住宅率 K	補助対象 事業費 j 千円	備考
<input type="checkbox"/> RC造 <input type="checkbox"/> SRC造 <input checked="" type="checkbox"/> S造 <input type="checkbox"/> ( )	450.00	実施設計	別表5 3,849	3,800	100.00%	(IとJの小さい値)×K 3,800	
		工事監理	別表6 2,540	3,000		2,540	
合計	450.00						

(注) I、j: 千円未満切捨て

G: 小数第二位まで(小数第三位以下を切り捨て)とし、実施設計費の申請にあつては建替事業計画承認申請時、工事監理費の申請にあつては建替事業計画承認(変更)時の値を限度とする

j: IとJのいずれか小さい値に住宅率(K)を乗じた値

ただし、既に交付決定又は全体設計承認を受けている区分については、j欄は当該決定又は承認に係る値を限度とする

(3)共同施設整備

区	分	補助対象面積	標準的な仕様による	限 度 額	事 業 費	補 助 対 象	備 考
		N m <sup>2</sup>	限度額単価 O 千円/m <sup>2</sup>	P 千円	(契約見込額) Q 千円	事業費 j 千円	
空地等	通路整備費	30.00	外構 10.9	N×O 327	1,000	327	
	児童遊園整備費						
	緑地整備費	5.00	10.9	54	100	54	
	広場整備費						
	計					381	
その他	住宅用駐車施設整備費	20.00	外構 10.9	218	600	218	
	住宅用機械式駐車施設整備費	住宅用機械式駐車施設台	機械式駐車施設				
	共用通行部分整備費 (昇降機設置工事費以外)	共用通行部分面積	主体				※
	昇降機設置工事費	延床面積 450.00	昇降機設置 5.2	2,340	2,500	2,340	※
施設の 供給 処理 施設 備	電気室及び機械室建設費	延床面積	設備			PとQの計の 小さい値	※
	消防施設整備費						※
	避難施設整備費						※
	監視施設整備費						※
	給水施設整備費						※
	排水施設整備費						※
	電気施設整備費						※
	ガス施設整備費						※
	電話施設整備費						※
	ごみ処理施設整備費						※
	計						※
包括積算施設整備費		延床面積	主体+設備+昇降機設置	N×O×包括積算率	契約見込額×包括積算率		

(注)P、Q、j:千円未満切捨て

※の行は包括積算施設整備費を記入した場合は記入不要

N:小数第二位まで(小数第三位以下を切り捨て)とし、建替事業計画承認(変更)時の値を限度とする

j:PとQのいずれか小さい値

ただし、既に共同施設整備費の交付決定又は全体設計承認を受けている場合は、

j欄は当該決定又は承認に係る値を限度とする

(4)災害時避難通路整備

区	分	補助対象面積	標準的な仕様による	限 度 額	事 業 費	補 助 対 象	備 考
		R m <sup>2</sup>	限度額単価 S 千円/m <sup>2</sup>	T 千円	(契約見込額) U 千円	事業費 千円	
通路整備費			外構	R×S		TとUの小さい値	
門扉整備費	門扉 箇所		門扉				
サイン整備費	サイン 箇所		サイン				
合 計						j	

(注)T、U、j:千円未満切捨て

R:小数第二位まで(小数第三位以下を切り捨て)とする

j:TとUのいずれか小さい値の合計

ただし、既に災害時避難通路整備費の交付決定を受けている場合は、j欄は当該決定に係る値を限度とする

4 部分払金に係る申請額計算書

区 分		事業費（契約見込額）			補助基礎額 b 千円	乗 率 Y	今 回 申 請 額 千 円	備 考
		うち、今年度の部分払金						
		限 度 額 V 千円	事 業 費 W 千円	補 助 対 象 事 業 費 X 千円				
調 査 設 計 費	工 事 監 理	建築設計費I	I×30%	前払金	VとWの小さい方	b/I	X×Y	
				中間金	W		%	X×Y×90%
計							Z	
共 同 施 設 整 備 費	建設工事費H	H×40%	前払金	VとWの小さい方	b/H	X×Y		
		<b>60,000</b>	<b>20,000</b>	<b>20,000</b>		<b>1,959</b>	<b>0.97</b>	<b>194</b>
			中間金	W		%	X×Y×90%	
計							Z	<b>194</b>

(注)V、W、Z:千円未満切捨て

Y:小数第二位まで(小数第三位以下を切り捨て)とする

大阪市長

# 建設工事計画書

作成者 **大阪 太郎**

工事場所 大阪市 〇〇区 〇〇 〇丁目〇番〇〇

項目		年月														
		令和〇年														
		9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
工程表	解体工事		10/15	11/30												
	建築工事						2/1					7/31				
	外構工事											7/31				
	検査済証の交付 建替完了報告											●				
部分払予定日	建設工事費		● 20,000千円									● 残額				
	工事監理費											● 全額				

(注)工程表は棒状に表してください。また、部分払予定日は点で表したうえで予定額を記載してください。

## 6. 補助金交付申請に必要な書類及び記入例

### ● 提出書類一覧

書類名	必須書類	書式	備考
補助金交付申請書	○	様式5	建替事業計画承認又は全体設計承認申請と同時に申請することが出来る
申請額内訳書	○	様式3-2	
建設工事計画書	○	様式3-3	必要事項が記入されている場合は様式によらなくともよい。
交付決定に必要な書類等 (図面及び補助対象部分が見積書等)	○		
除却建物の現況がわかる資料			・除却費に係る交付申請時
除却建物の現況写真 撮影の位置方向の判る図面			外観、住宅部分の内観それぞれ2面以上
現況の建物の間取り・面積がわかる資料			平面図・求積図等
工事に未着手であることを証する書類			第6条第1項ただし書に基づき補助金交付申請を行う場合
その他申請に必要と認める書類			実施設計後、実績報告が未提出の場合は(*)の書類を提出すること。

・原本の写しの提出を可とします。ただし、当該書類に疑義が生じた場合はその原本の提示を求めることがあります。

(様式5)

令和〇〇年〇〇月〇〇日

大阪市長

申請する日付を記入

補助事業者

住所 530-8201

大阪市北区中之島1丁目3番20号

氏名 大阪 太郎

## 補助金交付申請書

大阪市民間老朽住宅建替支援事業について、補助金の交付を受けたいので、大阪市民間老朽住宅建替支援事業建替建設費補助制度補助金交付要綱第6条第1項又は第2項の規定に基づき、次のとおり申請します。

記

1 建替計画敷地 大阪市 〇〇区 〇〇 〇丁目〇番〇号

2 建替種別 隣地取得型戸建住宅建替 単独建替 共同建替

3 補助対象項目 除却 実施設計

工事監理 共同施設整備 災害時避難通路整備

事業期間 工事契約日または工事契約予定日 〇〇年 〇〇月 〇〇日

工事着手予定日 〇〇年 〇〇月 〇〇日

事業完了予定日 〇〇年 〇〇月 〇〇日

4 交付申請額 3,727,000 円

工事契約日または工事契約予定日  
工事契約予定日を記入してください。交付申請日より前に工事契約をした場合でも、工事着手までに十分な期間があれば申請できる場合がありますので、窓口までご相談ください。

工事着手予定日  
交付申請日より30日以上あとの日付を記入してください。

事業完了予定日  
補助事業完了年度の2月末日までの日付を記入

大阪市記入欄

承認番号	エリア	チェック1	チェック2	その他

## 申請額内訳書(令和8年度分)

## 1 申請額計算書

補助対象項目		補助率	補助対象 事業費	補助基礎額	交付申請 額	今回 申請額	備考
		a	j 千円	b 千円	k 千円	Z 千円	
除却等		2/3	1,500	$a \times j$ 1,000		1,000	
調査設計 計画	実施設計	2/3	3,800	2,533		2,533	
	工事監理	2/3	2,540	1,693			
共同施設 整備	空地等	2/3	381	254		194	
	住宅用駐車施設整備	2/3	218	145			
	昇降機設置工事	/	2,340	1,560			
		/					
災害時避難通路整備		/					
合計				d 6,985	c	n 3,727	
住宅専用床面積による補助限度額				l 5,816			
申請額				m 5,816		o 3,727	

(注)a:大阪市民間老朽住宅建替支援事業建替建設費補助制度補助金交付要綱 別表3に定める補助率  
j:「3 費用の明細」の区分ごとの補助対象事業費(j)  
 $b = a \times j$  (千円未満切り捨て)  
Z:  $b - k$  ただし、部分払金に係る申請にあつては、「4 部分払金に係る申請額計算書」で算定した金額  
m: dとのいずれか小さい値  
o:  $m - c$ とnのいずれか小さい値

## 2 住宅専用床面積による補助限度額(隣地取得型戸建住宅建替の場合は記載不要)

補助対象項目	補助対象面積 及び台数	限度額単価	補助率	補助対象 事業費	補助基礎額	備考
	f $m^2$	g 千円/ $m^2$	a	j 千円	b 千円	
除却等			2/3	1,500	1,000	
調査設計 計画 共同施設 整備	住宅専用床面積の合計	住宅専用床面積限度額単価			4,816	
	280	17.2				
	住宅用機械式駐車施設台数	機械式駐車施設単価				
住宅専用床面積 による 補助限度額					l 5,816	

(注)a:大阪市民間老朽住宅建替支援事業建替建設費補助制度補助金交付要綱 別表3に定める補助率  
j:「3 費用の明細」の各補助項目の補助対象事業費(j)  
f:建替事業計画承認(変更)時の値を限度とする。  
 $b = a \times j$ 、 $f \times g$  (千円未満切り捨て)  
l:補助対象項目ごとのbの合計

### 3 費用の明細

#### (1) 除却等

区分	構造	補助対象面積 (評価証明面積) A ㎡	除却費 限度額単価 B 千円/㎡	限度額 C 千円	事業費 (契約見込額) D 千円	補助対象 事業費 千円
除却費等 (整地費を含む)	木造	100.00	15.0	A×B 1,500	2,000	
	非木造					
合計		100.00		E 1,500	F 2,000	j 1,500

(注)C、D:千円未満切捨て

j:EとFのいずれか小さい値

ただし、既に除却等費の交付決定を受けている場合は、j欄は当該決定に係る値を限度とする

#### (2) 調査設計計画

構造	延床面積 C ㎡	区分	限度額 I 千円	建築設計 (契約見込額) J 千円		補助対象 事業費 j 千円	備考
<input type="checkbox"/> RC造 <input type="checkbox"/> SRC造 <input checked="" type="checkbox"/> S造 <input type="checkbox"/> ( )	450.00	実施設計	別表5 3,849	3,800	100.00%	(IとJの小さい値)×K 3,800	
		工事監理	別表6 2,540	3,000		2,540	
合計	450.00						

(注)I、j:千円未満切捨て

G:小数第二位まで(小数第三位以下を切り捨て)とし、実施設計費の申請にあっては建替事業計画承認申請時、工事監理費の申請にあっては建替事業計画承認(変更)時の値を限度とする

j:IとJのいずれか小さい値に住宅率(K)を乗じた値

ただし、既に交付決定又は全体設計承認を受けている区分については、j欄は当該決定又は承認に係る値を限度とする

(3)共同施設整備

区	分	補助対象面積	標準的な仕様による	限 度 額	事 業 費	補 助 対 象	備 考
		N m <sup>2</sup>	限度額単価 O 千円/m <sup>2</sup>	P 千円	(契約見込額) Q 千円	事業費 j 千円	
空地等	通路整備費	30.00	外構 10.9	N×O 327	1,000	327	
	児童遊園整備費						
	緑地整備費	5.00	10.9	54	100	54	
	広場整備費						
	計					381	
その他	住宅用駐車施設整備費	20.00	外構 10.9	218	600	218	
	住宅用機械式駐車施設整備費	住宅用機械式駐車施設台	機械式駐車施設				
	共用通行部分整備費 (昇降機設置工事費以外)	共用通行部分面積	主体				※
	昇降機設置工事費	延床面積 450.00	昇降機設置 5.2	2,340	2,500	2,340	※
施設の 供給 処理 施設 備	電気室及び機械室建設費	延床面積	設備			PとQの計の 小さい値	※
	消防施設整備費						※
	避難施設整備費						※
	監視施設整備費						※
	給水施設整備費						※
	排水施設整備費						※
	電気施設整備費						※
	ガス施設整備費						※
	電話施設整備費						※
	ごみ処理施設整備費						※
計						※	
包括積算施設整備費		延床面積	主体+設備+昇降機設置	N×O×包括積算率	契約見込額×包括積算率		

(注)P、Q、j:千円未満切捨て

※の行は包括積算施設整備費を記入した場合は記入不要

N:小数第二位まで(小数第三位以下を切り捨て)とし、建替事業計画承認(変更)時の値を限度とする

j:PとQのいずれか小さい値

ただし、既に共同施設整備費の交付決定又は全体設計承認を受けている場合は、  
j欄は当該決定又は承認に係る値を限度とする

(4)災害時避難通路整備

区	分	補助対象面積	標準的な仕様による	限 度 額	事 業 費	補 助 対 象	備 考
		R m <sup>2</sup>	限度額単価 S 千円/m <sup>2</sup>	T 千円	(契約見込額) U 千円	事業費 千円	
通路整備費			外構	R×S		TとUの小さい値	
門扉整備費	門扉 箇所		門扉				
サイン整備費	サイン 箇所		サイン				
合 計						j	

(注)T、U、j:千円未満切捨て

R:小数第二位まで(小数第三位以下を切り捨て)とする

j:TとUのいずれか小さい値の合計

ただし、既に災害時避難通路整備費の交付決定を受けている場合は、j欄は当該決定に係る値を限度とする

4 部分払金に係る申請額計算書

区 分		事業費（契約見込額）			補助基礎額 b 千円	乗 率 Y	今 回 申 請 額 千円	備 考
		うち、今年度の部分払金						
		限度額 V 千円	事業費 W 千円	補助対象 事業費 X 千円				
調 査 計 画 費	工 事 監 理	建築設計費I	I×30%	前払金	VとWの小さい方	%	X×Y	
				中間金	W		X×Y×90%	
計							Z	
共 同 施 設 整 備 費	建設工事費H	H×40%	前払金	VとWの小さい方	%	X×Y		
		<b>60,000</b>	<b>20,000</b>	<b>20,000</b>		<b>1,959</b>	<b>0.97</b>	<b>194</b>
			中間金	W		X×Y×90%		
計							Z	<b>194</b>

(注)V、W、Z:千円未満切捨て

Y:小数第二位まで(小数第三位以下を切り捨て)とする

大阪市長

# 建設工事計画書

作成者 **大阪 太郎**

工事場所 大阪市 **〇〇区 〇〇 〇丁目〇番〇〇**

項目		年月														
		令和〇年														
		9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
工程表	解体工事		10/15	11/30												
	建築工事					2/1						7/31				
	外構工事											7/31				
	検査済証の交付 建替完了報告											●				
部分払予定日	建設工事費		● 20,000千円									● 残額				
	工事監理費											● 全額				

(注)工程表は棒状に表してください。また、部分払予定日は点で表したうえで予定額を記載してください。

## 7. 補助事業着手届に必要な書類及び記入例

### 提出書類一覧

書類名	必須書類	書式	備考
補助事業着手届	○	様式9	
設計業務委託契約書、除却整地工事請負契約書、建設工事請負契約書の写し	○		補助事業者が契約していることが確認できる契約書等の写しを添付すること。
内訳明細書(補助対象項目ごとの事業費が分かる明細書)	○	様式9-2	必要事項が記入されている場合は様式によらなくともよい。
確認済証の写し			・隣地取得型戸建住宅建替における建設工事着手時の場合
その他申請に必要と認める書類			

※ 原本の写しの提出を可とします。ただし、当該書類に疑義が生じた場合はその原本の提示を求めることがあります。

(様式9)

補助事業に係る契約をしたときは  
速やかに着手届を提出してください。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

大阪市長

補助事業者

住所 530-8201

大阪市北区中之島1丁目3番20号

氏名 大阪 太郎

## 補 助 事 業 着 手 届

令和〇〇年〇〇月〇〇日付け(大阪市指令都整 密 大都整 )第〇〇号で(建替事業計画承認・交付決定・全体設計承認・建替事業計画変更等承認・交付変更承認・全体設計変更承認)のあった件について、補助事業又は変更部分の工事に着手したので、大阪市民間老朽住宅建替支援事業建替建設費補助制度補助金交付要綱第9条第2項、第3項、又は第5項の規定に基づき、次のとおり提出します。

記

承認番号	8-〇〇
建替計画敷地 (地名地番)	大阪市 〇〇区 〇〇 〇丁目〇番〇号
実施設計費契約金額	3,800,000 円 (消費税抜額 4,180,000 円)
工事監理費契約金額	3,000,000 円 (消費税抜額 3,300,000 円)
除却費等契約金額	2,000,000 円 (消費税抜額 2,200,000 円)
建設工事契約金額	150,000,000 円 (消費税抜額 165,000,000 円)
工事着手日	令和 〇〇年 〇〇月 〇〇日

(様式9-2)内訳明細書

工事名称:〇〇					
名 称	仕 様	数量	単位	金 額	備 考
共通仮設工事		1	式	〇〇	
建築主体工事		1	式	〇〇	
電気設備工事		1	式	〇〇	
給排水衛生工事		1	式	〇〇	
昇降機設備工事		1	式	〇〇	
外構工事		1	式	〇〇	
諸経費		1	式	〇〇	
合 計		1	式	〇〇	

(注)補助対象項目ごとの事業費が分かる明細書も添付すること。

## 8. 完了報告に必要な書類及び記入例

書類名	必須書類	書式	備考
実績報告 建替完了報告 建替完了報告	○	様式 10 様式 10-2 様式 10-3	
実施設計完了がわかる書類			
確認済証の写し			・実施設計費に係る実績報告時(＊)
建設基準チェックリスト		様式 10-4	・実施設計費に係る実績報告時(＊)
確認申請書(第一面～第六面)の写し			・実施設計費に係る実績報告時(＊)
計画概要図面			・実施設計費に係る実績報告時 計画概要、付近見取図、配置図、敷地求積図、面積求積図、各階平面図、立面図、断面図、住戸プラン図等 建替事業計画承認時又は建替事業計画変更等承認時から変更がある場合、変更内容が分かるようにすること。(＊)
建設(除却)工事完了(部分払)がわかる書類			
工事施工報告書及び現況写真			・共同施設整備費の部分払金に係る実績報告時
工事監理報告書			・工事監理費の部分払金に係る実績報告時
竣工図面			・建替完了報告時 計画概要、付近見取図、配置図、求積図、各階平面図、立面図、断面図、住戸プラン図等 実績報告時又は建替事業計画変更等承認時から変更がある場合、変更内容が分かるようにすること。
検査済証の写し			・建替完了報告時
建設工事等(変更)請負契約書の写し			・着手届時から変更がある場合
完成写真			・除却費等に係る実績報告時又は建替完了報告時
建設工事費等の支払いを証明する書類(領収書の写し及びその他支払いを証する書類※) 又は 領収書等遅延理由書・建設工事等請負契約書の写し・請求書の写し		様式 10-5	部分払金に係る実績報告以外にあって、領収書等遅延理由書を提出する場合、補助金請求までに建設工事費等の支払いを証明する書類(領収書の写し及びその他支払いを証明する書類)を提出すること。
その他申請に必要と認める書類			

・原本の写しの提出を可とします。ただし、当該書類に疑義が生じた場合はその原本の提示を求めることがあります

※その他支払いを証明する書類の例

銀行窓口支払の場合	送金伝票又は振込伝票の写し(発行金融機関の印のあるもの)
ATM 支払の場合	利用明細票の写し
ネットバンキング支払の場合	振込及び入出金を証する書類の写し

・工事契約の発注者(申請者)から請負業者へ工事代金を支払ったことが、金融機関等の第三者により公的に証明できる書類を添付してください。

(様式 10)

交付決定を受けた補助対象事業が完了したとき  
事業計画最終年度の3月15日まで

令和〇〇年〇〇月〇〇日

大阪市長

補助事業者

住所 530-8201

大阪市北区中之島1丁目3番20号

氏名 大阪 太郎

## 実 績 報 告

令和〇〇年〇〇月〇〇日付け大阪市指令都整 密 第 〇〇 号で補助金の(交付決定・交付変更承認)を受けた補助対象事業が完了したので、大阪市民間老朽住宅建替支援事業建替建設費補助制度補助金交付要綱第 11 条第1項の規定により、次のとおり報告します。

記

1 承認番号 8-〇〇

2 補助金の交付決定額 3,727,000 円

大阪市長

補助事業者

住所 530-8201

大阪市北区中之島1丁目3番20号

氏名 大阪 太郎

## 建 替 完 了 報 告

令和〇〇年〇〇月〇〇日付け大阪市指令都整 密 第 〇〇 号で補助金の(交付決定)交付変更承認)を受けた補助事業が完了したので、大阪市民間老朽住宅建替支援事業建替建設費補助制度補助金交付要綱第 11 条第2項の規定により、次のとおり報告します。

記

1 承認番号 8-〇〇

2 補助金の交付決定額 3,727,000 円

大阪市長

補助事業者

住所 530-8201

大阪市北区中之島1丁目3番20号

氏名 大阪 太郎

## 建 替 完 了 報 告

令和〇〇年〇〇月〇〇日付け大都整 密 第 〇〇 号で建替事業計画の(承認・変更等承認)を受けた補助事業が完了したので、大阪市民間老朽住宅建替支援事業建替建設費補助制度補助金交付要綱第11条第4項の規定により、次のとおり報告します。

記

1 承認番号 8-〇〇

(様式 10-4)

建設基準チェックリスト

エリア	<input checked="" type="checkbox"/> 重点対策地区 <input type="checkbox"/> 対策地区			
	条	項号節	建設基準チェック項目	チェック欄
共通事項	(要領)3	(1)	主な屋外の歩行空間、共用階段及び共用廊下の床の仕上げは、滑りやつまずきに対する安全性に配慮している	○
		(2)	主な屋外の歩行空間の階段及び傾斜路並びに共用階段の傾斜部分には、連続した手すりを少なくとも片側に設置(勾配が 20 分の 1 以下、又は高低差が 16cm 以下かつ勾配が 12 分の 1 以下の傾斜路を除く)	○
		(3)	共用階段及び共用廊下は、手すりの設置等落下防止のための措置を講じること	○
防火地域内等における構造等	(要綱別表)	2	<input checked="" type="checkbox"/> 耐火建築物 <input type="checkbox"/> 延焼防止建築物 <input type="checkbox"/> 準耐火建築物 <input type="checkbox"/> 準延焼防止建築物	○
建物等の後退	(要領)3	(4)	建物及び駐車施設等は、道路境界線から    ○○    m ≤ 0.5m 後退	○
		(5)	後退部に緑地等を設ける際は、緊急時に車両が通行できるようにし、塀又はフェンス(隣地境界線に沿って設けるものを除く。)若しくは門を設置しない	○
住棟へのアプローチ等	(要領)3	(6)	主な歩行空間の幅員    ○○    m ≥ 0.9m	○
			高低差が生じる場合にはできる限り傾斜路を設ける	○
共用階段	(要領)3	(7)	主な共用階段の勾配は $T \geq 24\text{cm}$ かつ $55\text{cm} \leq T + 2R$ (    ○○    cm) ≤ 65cm (R: 蹴上げ    ○○    cm T: 踏面    ○○    cm)	○
		(8)	構造は最上段の通路への食い込みや最下段の通路への突出がないものとする	○
		(9)	蹴込板を設置するとともに、蹴込寸法    ○○    cm ≤ 3cm	○
共用廊下	(要領)3	(10)	段差が無い(傾斜路設置の場合、勾配    ≤ 1/12 (高低差が 10 cm 未満の時は勾配 ≤ 1/8))	○
		(11)	共用廊下の壁の片側に手すりの設置ができる	○
空地の整備	(要領)3	(12)	接道部の周辺に一定のまとまりのある空地    ○○    m <sup>2</sup> (敷地面積の    ○○    % ≥	○
		(13)	道路沿いの屋外床面の仕上げは、タイル、インターロッキング等により美装化する	○
駐車施設等	(要領)3	(14)	区画は自動車 1 台につき 2.3m × 5.0m 以上、自動二輪車 1 台につき 1.0m × 2.3m 以上、自転車 1 台につき 0.5m × 2.0m 以上(ラック等、特殊な装置を用いる場合は、幅の縮小が可能)、原動機付自転車 1 台につき 0.8m × 2.0m 以上とし、区画線等により明示する	○
その他	(要領)3	(15)	防災コミュニティ道路の沿道において建替えを行う場合は、3m 以上壁面を後退し、整備基準を満たす	<del>○</del>
		(16)	狭あい道路の沿道において建替えを行う場合は、道路整備仕様を満たす	○
		(17)	標示板を一般の通行人及び賃借人に周知できる位置に表示する	○
住宅の規模	(要綱別表)	2	各住戸の住宅専用床面積は 35 m <sup>2</sup> 以上 120 m <sup>2</sup> 以下で、かつ 2 以上の居住室を有する	○
			小規模住戸の住宅専用床面積は 18 m <sup>2</sup> 以上で、かつ 1 以上の居住室を有する	<del>○</del>

(注)・建設基準に合致している項目についてはチェック欄に○印を、該当しない項目については斜線を記載してください。

大阪市長

## 領 収 書 等 遅 延 理 由 書

大阪市民間老朽住宅建替支援事業建替建設費補助制度補助金交付要綱に基づき、(実績 **建替完了**) 報告を行うにあたり、建設工事費等の支払いを証明する書類等(領収書)の提出が次の理由により遅延いたします。

なお、当該書類につきましては、(**補助金請求の際** 受領後速やかに)必要書類とあわせて提出いたします。

領収書等の写しの提出が遅延する理由

(参考例)

・令和〇〇年〇〇月〇〇日付け△△工事請負契約により、工事費の支払いが□□□□のため、完了報告時に領収書を添付することができません。

なお、工事費に係る要支払い額を示す書類として、当該工事費に係る請求書の写しを添付します。

支 払 い 額 金            〇〇 円

支払い予定日 令和〇〇年〇〇月    頃

補助事業者

住 所 530-8201

大阪市北区中之島 1 丁目 3 番 20 号

氏 名 大阪 太郎

## 9. 補助金請求に必要な書類及び記入例

### 提出書類一覧

書類名	必須書類	書式	備考
請求書	○		
その他申請に必要と認める書類			

### <注意事項>

- ・ 請求者が法人及び団体等の場合は、振込口座名義にご注意ください。(下表参照)

受取人名称(請求者名)	振込口座名義	適否
株式会社 A 代表取締役 大阪太郎	株式会社 A 代表取締役 大阪太郎	○
株式会社 A 代表取締役 大阪太郎	株式会社 A	○
株式会社 A 代表取締役 大阪太郎	大阪太郎	×

## 請 求 書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

大阪市長 様

住 所 大阪市北区中之島1丁目3番20号  
氏 名 大阪 太郎

次のとおり請求します。

金 額	3,727,000円也
内 容	
大阪市民間老朽住宅建替支援事業 建替建設費補助制度補助金(除却・実施設計)	
(承認番号 8-〇 )	

※ 金額の前には必ず¥を付けてください。

債権者登録済の金融機関の口座に振り込んでください。

債権者番号	指定口座
-------	------

※ 指定口座は、A、B、C、D、Mよりご指定ください。

次に指定する金融機関の口座に振り込んでください。

金融機関名称	〇〇銀行	支店名称	〇〇支店
預金種別	普通	口座番号	〇〇〇〇〇〇〇〇
フリガナ 口座名義	オオサカ タロウ		
	大阪 太郎		

本市記入欄

記載事項等照合先(契約番号等)	執行主管コード	支出命令番号		
業務区分	<input type="checkbox"/> 歳出	<input type="checkbox"/> 歳入	<input type="checkbox"/> 歳計外	<input type="checkbox"/> 基金